

昭和二十五年四月十四日受領
答弁第一一三三号

(質問の 一一三)

内閣衆質第九九号

昭和二十五年四月十四日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

衆議院議員並木芳雄君提出小河内貯水池対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員並木芳雄君提出小河内貯水池対策に関する質問に対する答弁書

小河内貯水池建設に伴う小河内村民対策については、かねて東京都当局を督促して円満なる解決をみるよう政府においても慎重な考慮を拂つて参つております。

東京都におきましては、本件の重大性にかんがみまして、去る昭和二十三年七月以来、都知事を会長といたしまして、都議会議員、都市計画審議会委員、都農地委員、学識経験者、関係官公職員よりなる「東京都小河内貯水池対策委員会」を組織し、同委員会において種種研究審議を重ねて参りましたが、ようやく「村民移転更生対策」及び「物件移転料其他諸補償基準」の成案を得ましたので、爾来これを地元各階層代表者より組織されました「小河内村対策委員会」に示し、円満な解決を図るべく、目下具体的な面にわたつて折衝中であります。

特に最も考慮を要します村外移転者に対する移転候補地については、農林省の協力を得まして都においてあつ旋し、先般関係村民の予定地調査も終了しまして、近く移転者の希望も勘案し移転先の決定をみる

見込みであります。又移転補償料等についても詳細な内容にわたって両者で検討折衝中でありまして、近く円満なる解決をみる予定であります。なお、この際更に東京都を督励し万全を期したいと存じます。

右答弁する。